



予約でスムーズ！年金手続・相談は予約が便利です！

日本年金機構むつ年金事務所では、ご自身の年金請求手続きや年金額に関しての相談、ご家族が亡くなられた際の手続きなどについて、待ち時間なくスムーズにお手続いただけるよう予約をお願いしています。予約することにより、スタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応することができます。

年金事務所へご来所いただく前々日までのご予約をお願いします。

Q1 予約はいつからできますか？

A1 来訪を希望する日の1か月前から前日まで受付しています。ご連絡の際は、「基礎年金番号」がわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。

Q2 年金事務所へ行くことが困難です。私の代わりに家族の者が年金事務所での手続をすることはできますか？

A2 ご家族の方がご本人に代わって年金の手続きをしていただくことはできます。代理の方が年金の手続きをする場合は、ご本人からの委任状が必要となります。

○窓口にお持ちいただくもの

- 本人からの委任状（本人が署名のうえ押印したもの）
- 本人の印鑑
- 代理人の本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

○委任状の様式

委任状の様式はホームページに掲載していますのでご利用ください。役場国民年金担当窓口にも備え付けてあります。

なお、委任状は記載事項を漏れなく記入し、必ず本人が署名のうえ、押印してください。

※詳しくは「予約受付専用電話」へお問合せください。

予約専用電話 0570-05-4890

【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分 月曜日～金曜日（平日）

【お問合せ】 住民生活課 住民係 担当：宮澤

村県民税(第2期)、国民健康保険税(第2期)、介護保険料(第2期)の納期は、

8月31日(月)

です。忘れずに納入しましょう！

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。
また、新型コロナウイルス感染症の影響による相談も受付しています。
お気軽に住民生活課税務係へご相談ください。